

規制シート

(別紙1)

070198000870001

平成27年1月9日

| | | | |
|--------------------|--|--------------------|-------------------------|
| 規制の名称 | 自転車の防犯登録義務 | 所管府省 | 警察庁 |
| 根拠法令等 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 生活安全局生活安全企画課長 小田部 耕治 |
| 規制目的 | 自転車の防犯登録に係る業務を適切なものとするにより、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復を図り、もって自転車の利用者の利便の増進に資すること。 | | |
| 規制内容の概要 | 自転車を利用する者は、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けることが必要。 | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | — | 関連する政策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 平成26年の自転車盗の認知件数は292,243件であり、刑法犯認知件数全体の24.1%を自転車盗が占めている現状(平成26年の認知件数は暫定値)を踏まえると、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復を図り、もって自転車の利用者の利便の増進に資するためには、自転車を利用する者に防犯登録を義務付け、自転車の利用者を把握することが引き続き必要であります。 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則に定める指定の基準や都道府県公安委員会による指導により、登録業務に一定の統一が図られており、また、平成26年8月1日をもって、全都道府県で抹消手続の制度が設けられたところではありますが、提案者の要望に関し、今後、各都道府県の現状も踏まえつつ、指定団体等と検討することとしています。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 規制の維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | — | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

| | |
|--|----------|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p> | <p>—</p> |